

公益社団法人岐阜県食品衛生協会
代 議 員 選 出 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県食品衛生協会（以下「この法人」という。）定款第5条第3項の規定に基づき、代議員の選出に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 代議員とは、この法人の定款（以下「定款」という。）第5条の定めによる他、この規程に基づき選出された者であって、正会員を代表してこの法人の社員として社員総会で議決を行う者をいう。

(選出方法)

第3条 定款第5条第3項に規定する選挙は、地域ごとに行うものとする。

2 前項に規定する地域とは、次に掲げる団体が管轄する地域をいう。

- 一 伊奈波食品衛生協会
- 二 羽島食品衛生協会
- 三 西濃食品衛生協会
- 四 揖斐本巣食品衛生協会
- 五 中濃食品衛生協会
- 六 郡上食品衛生協会
- 七 可茂食品衛生協会
- 八 多治見食品衛生協会
- 九 恵那食品衛生協会
- 十 下呂市食品衛生協会
- 十一 飛騨食品衛生協会
- 十二 岐阜市食品衛生協会

(代議員の定数)

第4条 代議員の総定数は、理事会で決定する。

2 代議員の総定数は、代議員の選挙が行われる年度の正会員数を基準に決定するものとする。

3 地域ごとの代議員の定数は、定款第5条第2項に規定する正会員200人の中から1人の割合をもって選出される代議員の合計数とし、端数が生じた場合は、当該地域ごとにそれぞれ切り上げるものとする。

(資格)

第5条 代議員の選挙人及び被選挙人は、代議員を選出する日において、正会員でなければならない。

(選挙管理委員会)

第6条 理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、代議員選挙の公示の1週間前までに組織し、代議員選挙業務の終了後に解散する。

3 委員会の委員は（以下「委員」という。）は3人とし、理事会において正会員の中から選出し、会長が委嘱する。

4 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選による。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、前条第3項の規定により選出された日から選挙結果を公表し、委員会の解散の日までとする。

(委員会の業務)

第8条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 地域ごとの代議員の定数の確保
- (2) 正会員への代議員選挙の周知
- (3) 代議員名簿の作成
- (4) その他代議員選挙に関し必要な事項

(業務の委任)

第9条 委員会は、地域ごとの代議員選挙に関する業務を、地域選挙委員会に委任することができる。

2 地域選挙委員会の設置、組織、運営等に関する事項は、理事会において定める。

(立候補の受付期間)

第10条 委員会は、7日を越えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

(応募手続)

第11条 代議員に立候補しようとする正会員は、前条に定める期間内に正会員3名以上の推薦書を委員会に提出しなければならない。

(立候補者が定数に達しない場合の措置)

第12条 委員会は、代議員の立候補者が地域単位の定数に達しない場合は、地域選挙委員会に対し、不足する候補者の推薦を依頼するものとする。

2 前項の場合にあつては、地域選挙委員会は、速やかに候補者を選出し、候補者の同意を得て、委員会に報告するものとする。

ただし、この場合には、前条に定める推薦書は必要としない。

3 前項の報告をもって、代議員の立候補とみなす。

(選挙方法)

第13条 代議員の選挙は、公示された投票日に投票会場若しくは、郵便投票において次の方法により行う。

(1) 投票は、任期満了の日までに正会員の無記名投票により行う。

(2) 郵便による投票を希望する会員は、地域選挙委員会に申し出て、投票用紙を受け取らなければならない。

(3) 選挙を行ったときは、投票数の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。ただし、定数最下位者が複数の場合は、「くじ引き」により決する。

2 前項の投票において、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。
なお、問題が生じた場合には、委員会において判断するものとする。

(1) 正規の投票用紙を使用していないもの

(2) 判読ができないもの

3 地域単位の立候補者数が、当該地域ごとの定数と同等の場合若しくは定数以下の場合には、会員の信任があったものとし、選挙は行わない。

(代議員の選任)

第14条 この規定に基づき選出された代議員は、この法人の社員総会の承認により選任されたものとみなす。

(代議員の資格)

第15条 代議員たる正会員が正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する

第16条 この規程に定めのない事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益社団法人岐阜県食品衛生協会の設立の登記の日から施行する。

【理事会決議事項】

1 第4条第1項に定める代議員の総定数は、100名以上130名以内とする。

2 第9条第2項に定める地域選挙委員会に関する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 委員は、第3条第2項に定める地域ごとに3名とし、当該地域を所管する団体の代表者が正会員の中から指名選出するものとする。

(2) 地域選挙委員会の設置、組織、運営は、この規定の6条及び7条に準ずるものとし、選挙管理委員会から委任された業務を行う。